

平成三十年四月二十七日受領
答弁第二四一号

内閣衆質一九六第二四一号

平成三十年四月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員櫻井周君提出文部科学省が名古屋市教育委員会に対して三月六日に送付した質問内容に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出文部科学省が名古屋市教育委員会に対して三月六日に送付した質問内容に関する質問に対する答弁書

一の1、2の(2)、3から7まで及び9から11まで並びに二について

文部科学省から名古屋市教育委員会に対して平成三十年三月一日及び六日に質問状を送付して質問をした目的は、同月二十八日の衆議院文部科学委員会において、林文部科学大臣が「名古屋市立の中学校において前文部科学事務次官が総合的な学習の時間の授業で講演を行った件（中略）」につきましては、前文部科学事務次官という文部科学行政の事務方の最高責任者としての地位にあった者が、中学校という公教育の場で授業を行ったという事例であると承知しております。この授業を行った前次官は、いわゆる天下り問題等にかかわって、単に監督責任だけでなく、本人自身の違法行為により停職相当とされた者であり、このような事例について、担当の初等中等教育局において、こうした背景も踏まえ、授業の狙いや内容、前次官を招いた理由や経緯など、今回の件が適切な教育的配慮のもとで行われたものであったかどうか等について確認する必要があると考え、初等中等教育局の判断により、教育委員会に対して質問を行ったものです。」と述べているとおりであり、同月六日の質問状（以下「第二質問状」という。）における御指

摘の各質問は、いずれも、同月一日の質問状（以下「第一質問状」という。）に対し同月五日に名古屋市教育委員会から同省に送付された回答状の記載では必ずしも十分に確認ができなかった事項について更に詳細に把握するため、改めて質問をしたものであつて、第一質問状及び第二質問状は、御指摘のように「文部科学省にとって好ましからざる人物を講師として授業を行うことを抑止するために、威圧として送付した」ものではない。

もつとも、これらの質問については、同月二十八日の衆議院文部科学委員会において、同大臣が「このような事実確認を行うに当たっては、教育現場において誤解が生じないよう十分に留意するべきことは当然であり、そのような観点からは、今回の書面についてはやや誤解を招きかねない面もあつたと考えられるため、このような事実確認を行う際には表現ぶり等について十分に留意する必要がある」と述べているとおりであり、同年四月二日に同省から名古屋市教育委員会教育長に対して書面（以下「四月二日の書面」という。）を送付し、その中で「今回の調査は法令に基づき行ったものでありますが、その書面についてはやや誤解を招きかねない面もあつたとして、文部科学大臣から・・・初等中等教育局長・・・に対し、このような事実確認を行う際には表現ぶり等について十分に留意する必要がある旨の注意がありました。

文部科学省としては、今回の事案を踏まえ、教育現場に対し、より一層丁寧な対応に努めてまいる所存です。」と記載しているところである。

一の2の(1)について

文部科学省においては、御指摘の「確認」は行っていないが、第二質問状においては、「報道の中には・・・」「文部科学省は青少年の健全育成などを所管しているのだから、そのトップは当然、一般よりも厳しい倫理行動規定を自ら課さなければならない。違法な店ではなかったとしても、国民から不適切な行動だと言われても仕方がなく、疑われるような行動は取るべきではない」といった報道も見られます。」と記載した上で、「これらの報道について、校長は認識されていたのでしょうか。」との質問をしたものである。

一の8について

御指摘の質問は、「複製を作成して第三者に提供することについて、著作権者である前川氏の許諾を不要とする」と考えて行ったものではない。

三について

お尋ねの助言の内容については、四月二日の書面の中で「今回学校が外部講師として招いた前文部科学事務次官については、いわゆる天下り問題等に関わって、単に監督責任だけでなく、本人自身の違法行為により停職相当とされた方です。この事実関係については、報道等にも詳しく取り上げられ、周知の事実と考えられますが、同氏のこのような事実関係について、校長はご存じなかったとの回答でした。このような事実関係を十分に調べることなく、学校の授業の講師として招いたことについては、必ずしも適切であつたと言えず、もう少し慎重な検討が必要ではなかったかと考えています。」と記載しているとおりである。

また、御指摘の「講師の賞罰を含めて経歴を精査する必要がある、との説明」が具体的に何を指すのか、必ずしも明らかではないが、お尋ねの「講師の経歴をどこまで調べればよいのか、どのような経歴であれば講師として不適切なのか」については助言していない。